

報道機関各位

## 低所得世帯向け給付金の支給対象を追加します

物価高騰対応として実施している低所得世帯への給付金事業において、令和6年3月4日をもって、本市の制度を一部見直し、支給対象を追加します。

今後、対象となり得る市民向けの広報・周知に努めます。

### 1 対象となる給付金

	給付金名	対象世帯	給付額	基準日
①	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税給付)	住民税非課税世帯	1世帯 7万円	令和5年 12月1日
②	物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税給付)	住民税均等割のみ課税世帯	1世帯 10万円	
③	物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)	①・②で18歳以下の児童がいる世帯	児童1人 5万円	

### 2 見直し内容

旧	新
・「世帯全員が課税者から扶養されている世帯」は支給対象外	・「世帯全員が課税者から扶養されている世帯」は支給対象外 ・ただし、令和5年1月2日から令和5年12月1日の間に、 <u>離婚、死別、行方不明(警察署への行方不明者届の届出や家庭裁判所による失踪宣告がなされている場合に限り、)</u> によって、課税者がいなくなったことで、基準日(令和5年12月1日)時点で残された方が、課税者から扶養されていない世帯は、 <u>令和5年度の住民税の取扱いにかかわらず、扶養されていないものと判定し、支給対象とします。</u>

### 3 見直しの理由

扶養者と離婚や死別した方から、支給の可能性に関するお問い合わせや相談を数十件程度受けたため、国と協議を行い、他都市の状況も踏まえ、物価高騰対応の趣旨から、当該世帯を支援対象に追加すると判断したものを。

#### 4 支給までの手続き

(1) 上記①非課税世帯または②均等割のみ課税世帯で該当する方は、下記コールセンターにご連絡ください。条件等を確認の上、申請書をお送りします。

(申請期限:令和6年4月30日)

(2) 上記③こども加算に該当する方は、手続き不要です。

【北九州市重点支援給付金コールセンター】

電話(フリーダイヤル):0120-034-553

(受付時間:平日(9時~17時)土・日・祝日を除く)

#### 5 市民向けのチラシ

別紙のとおり

【お問合せ先】

保健福祉局総務課 藤木・谷口

☎ 093-582-2403